

Q & A よくある質問



Q どんな農地でも借りてもらえますか？

A 機構が借り受ける農地は、
①農地として利用できること
②権利関係に問題がないこと
③貸付の可能性が見込まれる農地
であること等です。

Q 出し手死亡により相続が発生しました。貸借はどうなりますか？

A 相続が発生しても貸借は相続人に承継され、機構を通じた農地貸借は継続されます。相続が発生した時には市町村に相談してください。契約内容の変更の手続きが必要となります。
※相続登記は義務化されています。(R6.4.1から)

Q 貸した農地は戻ってきますか？

A 貸借期間終了後、確実に出し手に戻ります。

Q 契約期間中に賃料の変更や解約はできますか？

A 出し手、受け手双方が合意すれば可能です。

Q 共有農地（相続未登記を含む）は貸し付け可能ですか？

A 共有名義人の持ち分の過半の同意があれば機構への長期貸付が可能です。

お問い合わせ

県北地区農地集積推進員

TEL.0294-33-8772
常陸太田合同庁舎3F 県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員

TEL.029-231-6560
水戸合同庁舎3F 県央農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員

TEL.029-823-5633
土浦合同庁舎3F 県南農林事務所駐在

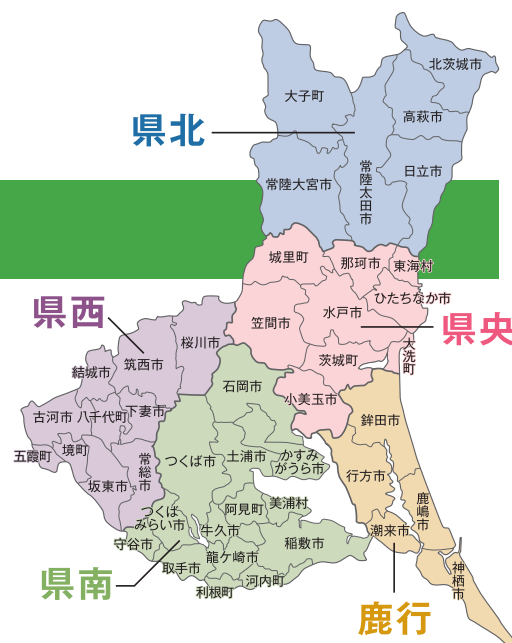
お問い合わせは、各地区の農地集積推進員又は、農地の所在する市町村担当窓口まで。

鹿行地区農地集積推進員

TEL.0291-32-6272
鉾田合同庁舎2F 鹿行農林事務所駐在

県西地区農地集積推進員

TEL.0296-48-8225
筑西合同庁舎5F 県西農林事務所駐在



2025.10

農地中間管理事業を活用して 皆さんの農地を 活かしましょう！

農地を貸したい

農地を借りたい



担い手へ農地の集積をすすめます

公益社団法人 茨城県農林振興公社

茨城県農地中間管理機構（農地バンク）

TEL.029-350-8687

〒311-4203 水戸市上国井町3118-1

<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

